

諮問日：令和4年6月1日（諮問第259号）

答申日：令和8年7月21日（答申第207号）

件 名：菖蒲沢砂防ダム文書に係る不存在決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和3年12月10日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - （1）気仙沼土木事務所が新設されました菖蒲沢砂防ダム一切の関係資料（菖蒲沢砂防ダムの建設ときに、請求者に説明しようと作成された一切の文書）
 - （2）気仙沼土木事務所菖蒲沢砂防ダム用地売買したと言う関係資料、図面一切の閲覧請求
 - （3）気仙沼土木事務所が菖蒲沢砂防ダム用地の売買したと言う土地所有者氏名、土地図面、登記簿謄本（菖蒲沢砂防ダムの用地買収した土地の登記申請のために法務局に提出した一切の文書）
 - （4）隣人土地所有者との立会票の提出、所在図面請求
- 2 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る行政文書が存在しない理由を「保管されている行政文書の簿冊を確認したが、当該文書が存在しなかったため」として、令和4年1月14日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和4年4月4日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消しするよう請求するものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び補正書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

令和4年3月25日〇〇〇〇が提出請求していた資料が提出され、照合した結果重要であることが判明したので「ないない（不存在）」と言われ続けられた菖蒲沢砂防ダム一切提出請求する。

書類提出者氏名

総括担当次長 〇〇〇〇〇 氏

行政班次長 〇〇〇〇〇〇 氏

文書作成者氏名、宮城県知事押印者氏名、〇〇〇〇宛送付者氏名請求する。

(2) 補正書

日本国は憲法国なのか（諸法）、それとも国家職員（公務員）、地方公務員のやりたい放題する国か教えてもらいたく。

行政文書不存在決定通知書とは…土地台帳、不動産登記法、その他諸法に抵触しないかを含めて…

国家公務員法・地方公務員法等は…

刑法、刑事訴訟法含めて…

国土法、地層調査法含めて…

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 審査請求人から提出された令和3年12月10日付け行政文書開示請求に対応する行政文書の特定に当たっては、正確を期すため、令和3年12月15日に気仙沼土木事務所から審査請求人に電話で請求趣旨の聴取を行っており、「菖蒲沢砂防ダムの用地買収手続に係る一切の文書」である旨確認した。
- 2 気仙沼土木事務所が保有する文書について、執務室及び書庫の調査並びに保存文書のデータ検索を行ったが、本件開示請求の趣旨を満たす行政文書は存在しておらず、本件処分は妥当である。

なお、本県が当該文書を過去に作成又は保有したかは定かではないが、当該ダムが昭和50年から昭和51年にわたって建設された点を考慮すると、

仮に当該文書を過去に作成又は保有したことがあったとしても、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、宮城県気仙沼合同庁舎が浸水被害を受けたことや、文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号、令和8年3月31日廃止。）第40条及び第41条（本件処分時の規定。現行行政文書管理規程（令和8年宮城県訓令甲第13号）第15条と同旨。）が保存年限を最長30年に定めていることからすると、当該文書は津波による滅失又は文書規程による保存年限を経過し廃棄処分されたものとする。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

- 2 本件対象文書について

本件審査請求に係る行政文書は、菖蒲沢砂防ダムの用地買収手続に係る一切の文書である。（以下「本件対象文書」という。）

- 3 本件対象文書の不存在について

- (1) 実施機関が不存在決定とした理由

実施機関からの弁明書で述べている説明によれば、本件対象文書について審査請求人へ電話により直接確認を行い特定し、保管されている簿冊を確認したところ存在を確認できなかった。

実施機関は、発見できなかった理由として、以下を理由としている。

- ア 文書の保存について、文書規程に保存年限について最長30年としていっているところである。本件対象文書が作成された時期は昭和50年から昭和51年までであり、請求を受けた当時、既に保存年限が経過していることから、廃棄した可能性がある。

- イ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う津波被害を受け、浸水被害を受けた可能性が高い。

(2) 追加確認事項

ア 津波被害による滅失について

気仙沼土木事務所については当時朝日町に所在していた県気仙沼合同庁舎の3階にあり、当該庁舎は2階天井付近まで津波により浸水したことから、浸水被害を免れた可能性があるのではないかと審査会において疑義が生じたため、実施機関に確認したところ、以下の旨、回答があった。

当時、事務所がある本館とは別に2階建ての別棟があり、その別棟に書庫が所在していた。本件対象文書は作成日が古く、この書庫に保管していたと思われる。

なお、別棟は建物ごと津波被害を受け損壊した。

イ 他該当簿冊の存在について

実施機関において、工事関係簿冊以外にも審査請求人との対応記録等を綴った簿冊を保有していることを審査会で確認したため、それらの中に本件対象文書が存在するかどうか改めて確認したところ、以下の旨、回答があった。

本件対象文書は、審査請求人との対応記録等を綴った簿冊には綴られていない。菖蒲沢砂防ダムの建設・用地買収に関するものであることから、工事関係簿冊のみに綴られていたと推察される。

(3) 判断

以上のことから、本件対象文書が仮に作成されていたとしても、保存年限が経過したことにより廃棄した可能性、又は津波により滅失した可能性は高く、また、実施機関が特定した工事関係簿冊以外にも本件対象文書は存在しないと考えられる。したがって、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、妥当であると判断した。

第6 付言

本件処分において、実施機関は、第2の2のとおり、本件対象文書が存在しない理由を記載しており、その事情について、第4のとおり説明する。

しかし、仮にそのような事情があるとしても、単に「保有していない」だけでなく、行政文書が存在しない具体的な事情の説明として、行政文書の探索経緯とその結果、行政文書の作成又は取得の有無や廃棄等に関する調査結果等について、その概略を記載すること等が考えられ、例えば、「関連する簿冊等を探索したが、本件対象文書は発見できず、本件対象文書が作成又は取得されたか否かは明らかではないが、仮に作成又は取得されたとしても、保存年限満了により廃棄されたもの、又は津波被害により滅失したものと考えられ、現時点においては保有していない。」などと記載することが可能であったと考えられる。

行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第8条第1項は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と規定している。また、条例第6条第3項は、「実施機関は、行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を前項の書面に具体的に記載しなければならない」と規定しており、開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定をした場合にあっては、開示請求者に具体的に理由を記載した通知書によって、通知することを実施機関に義務付けている。

本件処分におけるこのような理由の提示は、原処分を取り消すまでに至らないものの、これらの趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、実施機関においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和４．６．１	○ 諮問を受けた。(諮問第２５９号)
令和８．５．１４ (第４７２回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和８．６．１６ (第４７３回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和８年７月２１日現在）

氏 名	区 分	備 考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
菅 野 修	弁護士	
三 瓶 淳	弁護士	会長
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ・ファーム 代表理事	
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	